

第五次熱海市総合計画策定基本方針

- 1 策定趣旨
- 2 策定の根拠
- 3 計画体系
- 4 策定期間
- 5 策定の基本姿勢
- 6 策定推進体制と役割
- 7 策定スケジュール

2019年4月

1 策定趣旨

① 策定趣旨

総合計画は、熱海市のまちづくりの最上位計画として昭和54年を皮切りに、これまで第四次にわたり策定され、それぞれの総合計画に掲げられた将来都市像等の実現を目標に行政運営に当たってきました。第四次熱海市総合計画は、平成32年度末に計画期間が満了します。この間、地方分権の進展による税源移譲、行政改革の推進、人口減少、少子高齢化社会の進展など、熱海市を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、平成23年には地方自治法の改正により市町村の基本構想の策定義務が削除され、任意事項となりましたが、真の地方分権の実現のためには、市民が主体的にまちづくりに参画するための明確なルールを市民合意の下で確立し、そのルールに基づき、市民や行政などがそれぞれの役割を担いながら、協働して進めていくことが重要であることから、総合計画（基本構想）を市民・事業者・行政が協働して持続可能なまちづくりを進めていくための基本方針とするため、今後も引き続き策定しようとするものです。

② 沿革

◆昭和54年（1979年）にまちづくりの基本方向を示す計画として「熱海市総合計画」を策定

◆平成元年（1989年）に「ふれあいのまちリゾート熱海」を将来都市像とした「新熱海市総合計画」を策定

◆平成13年（2001年）に「しあわせ もてなし おしゃれな熱海」を将来都市像とした「熱海フレッシュ21計画」を策定

◆平成23年（2011年）に「住むひとが誇りを 訪れるひとに感動を 誰もが輝く楽園都市 熱海」を将来都市像とした「第四次熱海市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定（平成28年（2016年）に後期基本計画を策定）

2 策定の根拠

国の地方分権改革の流れの中で、平成23年8月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により、旧地方自治法第2条第4項で定められていた「基本構想」の策定義務が削除されたことから、市独自で基本構想策定の根拠となる条例（総合計画策定条例）を定めるものとする。

⇒2019年6月議会上程予定

旧地方自治法（削除条項）

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない。

3 計画体系

① 計画期間

【基本構想】2021年～2030年（10年間）

【基本計画】前期：2021年～2025年（5年間）

後期：2026年～2030年（5年間）

② 計画の構成

■ 基本構想

まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、2030年を展望した本市の将来都市像を示し、その実現のための施策の大綱を定めるものとする。

(1) 将来都市像と基本構想

ア 人口、産業等、地域社会経済の将来像を明らかにする。

イ 市街地、集落等の廃置、交通通信体系、土地利用の構想を定める。

ウ 住民生活の将来図について、教育文化、心身の健康等の人間形成の面を含め、住民の生活水準又は生活水準の目標を示す。

⇒第四次基本構想：目標人口平成32年（最終年）4万人

⇒第四次基本構想：住む人が誇りを 訪れる人に感動を 誰もが輝く楽園都市 熱海

⇒3つの創造①豊かな暮らしの創造②賑わいと癒しの創造③人と自然が共生する社会の創造

(2) 施策の大綱

ア 地域社会の基礎的条件の整備に関する事項（市街地及び集落の整備、交通通信施策の整備、防災対策等）

イ 住民生活の安定向上、人間形成に関する事項（生活環境、保健衛生、社会福祉、教育文化）

ウ 産業の振興に関する事項

エ 行財政の合理化に関する事項

■ 基本計画

基本構想に定められた将来都市像を実現するために、施策の大綱に基づき必要な諸施策を体系的に示すものであり、前期計画5年、後期計画5年とした。基本計画においては、客観性の高い計画の進捗管理を行うため、具体的施策に数値目標を設定する。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された、まち・ひと・しごと創生総合戦略を前期基本計画の一部として総合計画（前期計画）に含めて策定する。

※総合計画と総合戦略の計画期間をそろえるため、現在の総合戦略を1年延長する予定

◆総合計画の期間設定														
	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
基本構想	第四次基本構想			第五次総合計画（基本構想）										
基本計画	第四次後期計画			前期計画						後期計画				
総合戦略			延長											
策定作業														

↓
国の総合戦略

4 策定期間

2019年4月～2021年3月

2020年11月議会に基本構想の議案上程

5 策定の基本姿勢

次に掲げる事項に基づき、総合計画の策定作業を進める。

- ① 第四次熱海市総合計画の成果及び計画に位置づけられた施策の進捗状況を明らかにする。
- ② 行政課題の洗い出しを十分に行う。
- ③ 計画の策定作業では、ワーキンググループへの市民参加や市民アンケートの実施等、数多くの市民が参画し意見できる仕組みにより進める。
- ④ 計画策定の過程については、市議会等に対してきめ細かく報告する。
- ⑤ 以上に掲げた事項を的確に進め、充実した合意形成により総合計画が策定されるよう努める。

6 策定推進体制と役割

- ① 熱海市総合計画審議会（熱海市総合戦略会議兼務）

（組織概要）

条例に基づき設置され、総合計画に関する市長の諮問機関である本審議会は、公共的団体の役員等の20名で構成する。また、総合計画の構成によっては、部会を設けることができる。

（役割）

基本構想及びこれに基づく総合計画の策定に関する事項を市長の諮問に応じ審議、答申を行う。ここでいう策定に関する事項とは、基本構想及び総合計画の最終案に関することを主としている。また、総合計画及び総合戦略の評価、検証を行う目的で一部の委員の任期を延長することを検討する。

- ② 熱海市総合計画策定委員会

（組織概要）

規程に基づき設置され、委員長に副市長、副委員長には経営企画部長をあて、委員には教育長及び市職員（部長）の中から市長が任命する。また、総合計画の構成により分科会を設け、委員には、概ね市職員のうち各部の次長及び課長が任命される。

（役割）

計画原案を基に総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）を立案する。この委員会で立案された構想（案）及び計画（案）が総合計画審議会での諮問事項となる。

③ ワーキンググループ

(組織概要)

規程(プロジェクトチーム設置規程)に基づき設置されるもので、市職員から50名程度、市民から15名程度を任命し、原則、行政分野ごとに設置する。なお、グループごとに正副リーダーを置き、素案作成者をオブザーバーとして参加を求める。また、市民委員の公募は行わない方針とし、10年期間の基本構想を審議することから、市内各団体から若年層の推薦を求めることとする。

(役割)

素案作成者が作成した素案を基に、第四次総合計画の成果や進捗状況及び市民等から寄せられた意見、要望等を踏まえ、計画案を策定する。

④ 素案作成者

(担当概要)

基本計画の素案を作成する。各分野の現状と課題及び政策に知悉していることから、室長が素案の作成に当たる。素案作成後、庁内ワーキンググループ及び市民会議にオブザーバーとして参加し、素案の説明等を行う。

7 策定スケジュール

策定スケジュールについては、次表のとおりである。なお、それぞれの策定作業に関する工程の庶務等については、策定事務局の企画担当課において所掌し、策定の基本姿勢等に基づく詳細な作業工程に関しては、別途作成する。

2019(R1)		2020(R2)				2021(R3)	
5月～7月 (2ヶ月間)	6月～12月 (7ヶ月間)	1月～5月 (5ヶ月間)	6月～8月 (3ヶ月間)	9月～10月 (2ヶ月間)	11月 (1ヶ月間)	3月 (3ヶ月間)	
策定事前調査等	基本計画第1案作成	基本構想案 基本計画第2案作成	基本構想案 基本計画第3案作成	諮問答申	最終修正 第5案作成	議決事項	決定
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">《第四次総合計画成果及び進捗状況調査》</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">《まちづくりに関するアンケートの実施》</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">《素案作成者による素案作成》</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">《基本計画第一案の策定》 【合同ワーキング】</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">《計画素案に対する市議会議員意見》</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">《基本構想案・基本計画第二案の策定》 【総合計画策定委員会】・【同分科会】</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">《パブリックコメントの実施》</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">《基本構想案・基本計画案に対する市議会議員意見》</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">《基本構想及び基本計画諮問案の策定》</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">《第五次熱海市総合計画案諮問・答申》 【総合計画審議会】審議</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">《第五次熱海市総合計画案の修正》 【総合計画策定委員会】</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">《基本構想議決》 基本構想案上程</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">《第五次熱海市総合計画決定》</div>